

### 「3 所得から差し引かれる金額」欄（表面）

下表及びP.3の記入例を参考に、令和7年中の各種控除に関する支払金額など必要事項をご記入ください。

雑損控除		災害や盗難などで住宅や家財に損害を受けた場合や、災害関連してやむを得ない支出をした場合 <b>(被害の証明書、損失額の明細書原本が必要)</b>
	控除額	次のいずれか多い方の金額 ①(損害額－保険金等による補てん額)－総所得金額等の1／10 ②災害関連支出の金額－5万円
医療費控除		納税者本人や生計を一にする親族の医療費を支払った場合 <b>(「医療費控除の明細書」又は「医療費通知」が必要。P.6「住民税の申告に必要なもの」参照)</b> ※通常の医療費控除と医療費控除の特例（セルフメディケーション）のいずれか一方が適用されます。 特例を選択する場合には「特例」欄のチェックボックスにチェック☑してください。
	控除額	通 常 (支払った医療費－保険金等による補てん額)－{所得金額合計の5%（10万円を限度）} 限度額200万円 特 例 (支払った特定一般用医薬品等の購入費－保険金等による補てん額)－12,000円 限度額88,000円 ※詳細は、添付書類台紙裏面を参照してください。
社会保険料控除		国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、雇用保険料などの社会保険料を支払った場合 <b>(国民年金保険料は支払額の証明書原本が必要)</b>
	控除額	支払った保険料などの全額
小規模企業共済等掛金控除		小規模企業共済や確定拠出年金、心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合 <b>(証明書原本が必要)</b>
	控除額	支払った掛金などの全額
生命保険料控除		一般生命保険料、個人年金保険料や介護医療保険料を支払った場合 <b>(証明書原本が必要。ただし、旧契約（P.7表4参照）の一般生命保険料の金額が9千円以下の場合は不要）</b>
	控除額	P.7表3・4 「新契約」・「旧契約」に係る生命保険料控除の計算式により計算した額
地震保険料控除		地震保険契約や、旧長期損害保険契約の保険料を支払った場合 <b>(控除証明書原本が必要)</b>
	控除額	P.7表5 「地震保険料控除の計算式」により計算した額
配偶者控除		納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合
	控除額	P.7表6 「配偶者控除・扶養控除」の控除額
配偶者特別控除		納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合
	控除額	P.8表7 「配偶者特別控除」の控除額
同一生計配偶者		納税者本人と生計を一にする、合計所得金額が58万円以下の配偶者。該当する場合は配偶者欄に必要事項をご記入ください。なお、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用はできませんが、配偶者が障害者に該当する場合は障害者控除のみ適用ができます。
	控除額	P.7表6 「配偶者控除・扶養控除」の控除額
特定親族特別控除		納税者本人と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下の方（配偶者及び専従者等を除く）。「特親」欄に、P.8表10 「特定親族特別控除」の控除額に対応する「項目」の番号を記入してください。
	控除額	P.8表10 「特定親族特別控除」の控除額
寡婦控除 ひとり親控除		寡婦（配偶者と死別・離別された後婚姻されていない方、配偶者の生死が不明な方）やひとり親（婚姻歴にかかわらずひとり親で生計を一にする子がいる方）に該当する場合 ※P.8表8 「寡婦控除・ひとり親控除の判定要件」を確認のうえ、寡婦またはひとり親いずれか1つを選択してください。
	控除額	寡婦26万円【ひとり親30万円】
障害者控除		納税者本人または扶養する親族（16歳未満、同一生計配偶者を含む）が障害者である場合 ※手帳等の種類を選択し、その等級（度）をご記入ください。 ・特別障害者…身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級などの方 ・手帳等の種類…「身」：身体障害者手帳、「精」：精神保健福祉手帳、「知」：愛の手帳、「他」：左記以外 ※障害者手帳をお持ちでない方も、障害者控除対象者認定書の交付を受けていれば対象になります。（認定書原本が必要） (対象者の方が世田谷区にお住まいの場合は、各総合支所保健福祉課にお問い合わせください。)
	控除額	26万円【特別障害者30万円、同居特別障害者（特別障害者に該当する方と同居している場合）53万円】
勤労学生控除		納税者本人が学生などで給与所得等があり、合計所得金額85万円以下で、そのうち勤労によらない所得金額（不動産所得など）が10万円以下の場合 (大学等学校教育法に規定する学校または、専修学校、各種学校等については在学証明書又は学生証のコピーが必要)
	控除額	26万円
基礎控除		合計所得金額に応じて求められる控除
	控除額	P.8表9 「基礎控除」の控除額

※配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者・扶養親族・特定親族特別控除は、1人の親族に対して複数の方が重複して申告することはできません。

### 「4 寄附金に関する事項」欄

令和7年中に下記(1)～(4)のいずれかに寄附をした場合、寄附金税額控除の適用を受けることができます。

**(受領証原本が必要。ただし、ふるさと納税の場合は寄附金控除に関する証明書でも可。)**

- (1)都道府県・区市町村に対する寄附金（ふるさと納税（特例控除対象）、災害義援金）
- (2)住所地の共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金、都道府県・区市町村に対する寄附金（特例控除対象以外）
- (3)東京都が条例で指定する団体に対する寄附金
- (4)世田谷区が条例で指定する団体に対する寄附金

※詳しくは世田谷区ホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/> をご覧ください。 世田谷区 寄附金控除 

※確定申告や住民税申告をされる方は、寄附金税額控除に係る申告特例申請（ワンストップ特例申請）が適用されませんので、改めて寄附金税額控除も申告してください。